

京都市環境保全基準(現行) ～緑に係る環境保全基準～(平成18年8月)

- (1)市街化区域に係るもの 基準値: 緑被率を33%にすること※
- (2)(1)以外の地域に係るもの 基準: 豊かな緑を保全すること

※基準値については、平成10年度策定の緑の基本計画の目標値から設定した。

京都市の現況値 25. 8%(平成17年) 参考:平成2年 24. 2%
目標値: 33%(平成22年)

緑被率とは・・・
空から見た、区域に占める緑で
覆われた土地の割合
平面的な緑を算定する指標。

新たな緑の基本計画(平成21年度策定)では・・・

緑被率の新旧対照表

	旧	新
定義	$\frac{\text{Aに占める緑地面積}}{\text{A(市街地)面積}}$	$\frac{\text{Bに占める緑地面積}}{\text{B(市街地+一部の市街化調整区域)面積}}$
現況値	25. 8%	35%
目標年次	平成22年	平成37年
目標値	33%	37%

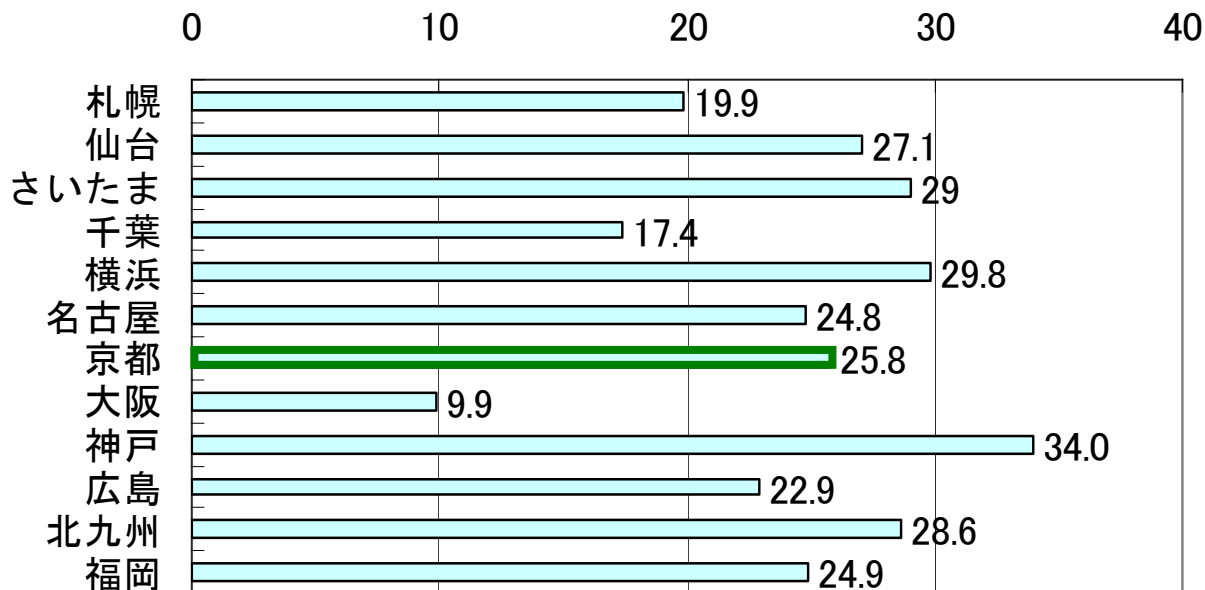
目標

- ☆緑被率を 35% ⇒ 37%にする
- ☆市域全体の緑: 現状の緑被率(83%)をさらに増加

- 指標 ① 緑被率
- ② 緑視率

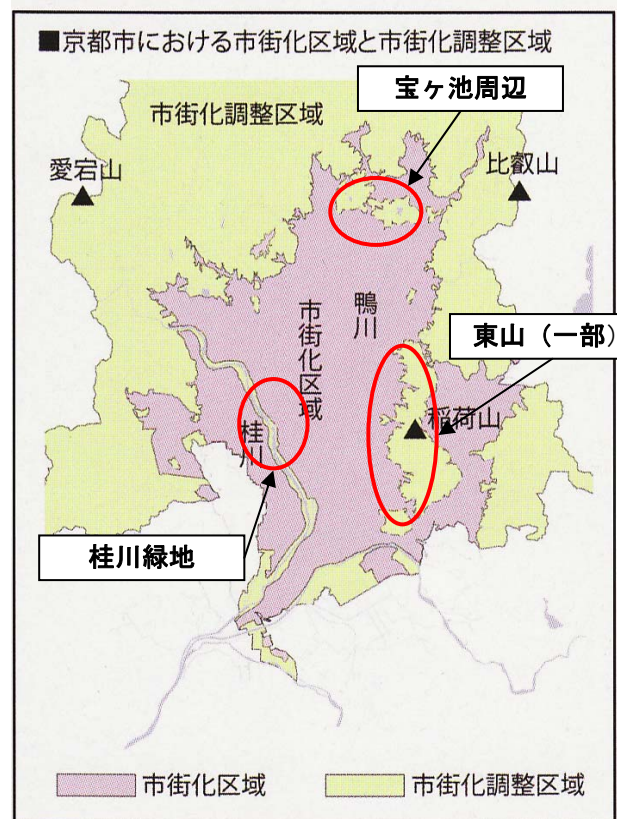
参考)

主な政令市の緑被率



計測時期や、緑被率の定義が各都市によって異なるため、単純に比較することは難しい。

新)緑の基本計画で、東山などの一部の市街化調整区域を含めた場合、緑被率は35%になる。



本市担当局(建設局緑政課) 緑の指標に関する現況調査について

1. 緑被率の調査

今後の予定: 前回同様の計測手法での計測の予定は無い。より簡易な方法を検討予定。

2. 緑視率の調査

現在: **視点場**※を37点設定し, 実測中 ※京都独自の景観特性(遠景(三山)等)を考慮し選定した代表的な箇所。
測定手法は, 国交省の調査手法と同様(下記参照)。

今後の予定

今年度: 実測結果をもとに, 目標値を設定し, 今年度作成予定の推進プラン(実行計画)で規定。

将来: 数年に一回の計測により経年的な把握を試みる。

緑視率とは...

人の目の高さにおける, 目に見える範囲の緑の割合。

緑被率では算定されにくい, 市民の身近にある軒下の花, 生垣, 壁面緑化, 街路樹や, 借景としての緑地や山などの立体的な緑を算定する指標。

国交省が平成17年に実施した調査では...

- ・ デジタルカメラで撮影した写真を合成
- ・ 撮影範囲は360°C(パノラマ写真)
- ・ カメラ設置の高さは人の視線(1.5M)

緑視率

⇒ 樹木・草及び自然的な水の面積 / 撮影範囲

緑に係る項目として、他都市で環境保全基準に設定されている基準例

○斜面緑地保全基準(金沢市他)

景観の観点から、連続した斜面緑地の確保と減少の抑制

A 第一種該当地の風致地区	50%以上の緑被率
B 第二種～第五種該当地の風致地区	30%以上の緑被率
A・B以外の地域	20%以上の緑被率

○緑地率(袖ヶ浦市)

工場及び事業場用地	事業敷地内緑地率	工業専用地域:	10%以上
		工業地域・準工業地域:	15%以上
		上記以外の地域:	20%以上

住宅用地:	事業敷地内で樹木により10%以上
その他の用地:	事業敷地内で樹木により10%以上